

告 示

「千曲市小中学校中間教室設置要綱の一部を改正する告示」を次のように定める。

令和6年2月27日

千曲市教育委員会



千曲市教育委員会告示第1号

千曲市小中学校中間教室設置要綱の一部を改正する告示について

千曲市小中学校中間教室設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市教育支援センター設置要綱

第1条中「集団適応指導」を「居場所を提供するとともに、児童生徒の必要に応じて集団指導」に、「学校復帰」を「社会的な自立」に、「中間教室」を「教育支援センター」に改める。

第2条中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条の表中

「

| |
|--------|
| アプリコット |
| ひまわり |
| たんぽぽ |

「

| |
|----------|
| アプリコット教室 |
| ひまわり教室 |
| たんぽぽ教室 |

」を

」に改める。

第3条第1項中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、児童生徒は在籍学校にかかわらず、どの教育支援センター教室にも通室することができる。

第4条中「中間教室に適応指導員」を「教育支援センターに指導員」に改め、同条第5号中「ほか、」の次に「社会的な自立に向けた」を加える。

第5条中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条ただし書中「児童生徒に応じて学校長と適応指導員が相談」を「児童生徒の状況に応じて所属校校長と指導員が協議」に改める。

第6条第1項中「中間教室」を「教育支援センター」に、「学校長」を「校長」に、「中間教室通室依頼書」を「教育支援センター通室依頼書」に改め、同条第2項中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条第3項中「中間教室」を「教育支援センター」に、「学校長」を「校長」に、「中間教室退室届」を「教育支援センター退室届」に改める。

第7条第1項及び第2項中「適応指導員」を「指導員」に改め、同条第3項中「適応指導員」を「指導員」に改め、「、できる限り中間教室に足を運び」及び「、適応指導」を削り、同条第4項中「適応指導員」を「指導員」に改める。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号中

「中間教室通室依頼書」を
「教育支援センター通室依頼書」に、
「千曲市教育委員会 様」を
「(宛先) 千曲市教育委員会」に、
「次の児童生徒を、中間教室「
」へ通室させたく依頼します。」を
「次の児童生徒を、教育支援センター「
」へ通室させたく依頼します。」に
改める。

様式第2号中

「中間教室退室届」を
「教育支援センター退室届」に、
「千曲市教育委員会 様」を
「(宛先) 千曲市教育委員会」に、
「次の児童生徒を、中間教室「
」から退室させたく届出します。」を
「次の児童生徒を、教育支援センター「
」から退室させたく届出します。」
に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。